

平成30年第1回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成30年4月24日 午前10時01分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉渕秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
教 育 長	高岡秀夫
まちづくり戦略課長	大曾根直美
総務課長	河原井明
町民課長	柳橋司朗
財務課長	高堀義美
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	山口利春
長寿応援課長	阿久津忠昭
福祉子ども課長	増井栄一
農業政策課長	皆川尊志
都市建設課長	鯉渕和己
下水道課長	山崎秀樹
会計管理者（会計課長）	小林正雄
水道課長	高瀬浩文
農業委員会事務局長	山口成治
教育委員会事務局長	小林克成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	松 崎 英 明
書 記	市 村 真 紀

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成30年4月24日（火曜日）

午前10時01分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時01分開議

議員の出欠

○議長（小坏 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（小坏 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。

代表監査委員、加藤木昭博君は欠席となっております。

傍聴人は18名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小坏 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

町長挨拶

○議長（小唄 孝君） ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 本日、平成30年度第1回議会定例会の一般質問に、ご多用中のところご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、3人の議員の方々から質問が予定されております。誠心誠意答弁をさせていただきますので、町政発展のため闊達なご議論をよろしくお願いいたします。

一般質問

○議長（小唄 孝君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問をされる方は重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） おはようございます。4番藤咲芙美子です。

通告に従いまして3点の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、甲状腺エコー検査の継続をということでお伺いいたします。

福島第一原発事故の放射能被害の心配から、平成28年度、私の求めに応じて当町でも甲状腺エコー検査を実施しました。その検査結果は、受検した486人のうち要精密検査が13人、経過観察が202人という状況でした。つまり、異常なしと言われた人は55.8%に過ぎず、45.2%もの人が何らかの異常があると診断されているのです。

放射線による健康被害は厄介です。5年から10年が過ぎて異常が見つかることもあるのです。ある年に1回だけ検査をして異常なしと判断されたからといって、これからも安心というわけではないのです。私は被災地出身なので放射能汚染の問題は他人事と思えません。福島県内の甲状腺がん患者さん84人の約1割の方が再発しているのは異常です。お母

さんたちは子供たちの健康を心配しています。1巡目の検査を事情で受けられなかった人たちもたくさんいます。その方たちに1回目の受検を呼びかけながら町として2巡目の検査を実施することを求めます。

2011年3月の事故直後、3月15日と21日にプルーム現象と言って放射性物質を多量に含んだ雲が北北西の風に乗って茨城県を含む関東地方に流れ込みました。これが当町や東京の飲料水の汚染の原因になったのだと思います。

さらに、今年1月14日付の新聞は、原発事故で大気中に放出された放射性セシウムがガラスと混ざり合った微小な球状の粒子が関東地方に飛来したと、日本保健物理学会が発表したことを報じています。この微粒子をセシウムボールと呼んでいます。それは福島第一原発から170キロ離れたつくば市内で見つかったと考えられます。ちなみに、このセシウムは福島第一原発から放出されたセシウムと同タイプだと専門家は指摘しています。そして、それは3月15日の午前から午後にかけて関東地方を通過したと書いています。

さらに記事は、セシウムを体内に取り込んだ場合、代謝によって少しずつ体内に排出されるが、セシウムボールは水に溶けないため一部が肺などに長期間とどまる懸念があると指摘しています。

専門家は、水に溶けないので内部被曝が従来とは異なる、至近距離だと細胞死が起こる可能性がある、生存することができる細胞でも、おくれて突然変異などが起こるか調べる必要があると、それぞれ従来の放射線被害とは異なる可能性を指摘し、警告を発しています。

さらに、今年4月13日、10日前のことです。NHKニュースで、城里町で採取されたコシアブラから基準値を超えたセシウムが検出されたと報道されました。福島原発事故による放射性物質は広域に、そして時間を超えてまき散らされたことが目の当たりになったのではないかと思います。

福島原発事故当時、2011年3月24日、城里町の上水からヨウ素やセシウムなどが検出されています。7月25日、城里町衛生センターから出た脱水汚泥及び焼却灰から高濃度のセシウムが検出されました。このことは町民の体内を放射性物質が通過したこと、体内被曝を受けていることの何よりの証明ではないでしょうか。

このようなことから、私は甲状腺エコー検査の継続を強く求めます。

1回の検査だけで全てを終わらせることはできない性格の問題です。

福島県内における甲状腺がんの発生原因について、専門家の間でも意見が異なるのを私は認識しています。しかし、因果関係がはっきりしていないから放射性物質は甲状腺がんとは関係ないと断言できる人はいません。これの経費は引き続き国から交付されるものと思います。お母さん方の心配は依然としてあるのです。

町長の決断を促したいと思います。答弁お願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

城里町におきましては、平成28年、平成29年の2カ年において継続して甲状腺エコー検査を実施してまいりました。検査を実施しない自治体も多い中、本町においては2年という期間をかけ丁寧に実施したことで、震災後の放射線による健康被害を危惧されていた保護者様にとりましては、不安払拭の一助になったかと考えております。

水戸保健所管内で甲状腺エコー検査を実施した自治体は、城里町だけでございます。こういったことで最も熱心に取り組んだ自治体が、県央地区では城里町だというふうに認識をしております。

甲状腺エコー検査を実施して、実施者の4割から5割が嚢胞と言われる良性のしこりを持っている方が多い。特に、学童期から中高生に多く見られることがわかりました。これは、城里町特別なことではなく全国的な数字でございます。良性なしこりの嚢胞でも、結果的に嚢胞の大きさにより要経過観察や要精密検査として取り扱うため、このような結果となったわけですが、過剰な心配を保護者様に与えてしまった場合もございました。

このような反省点も踏まえながら、継続検査に関しましてや国や福島県等での研究結果等を確認ながら、今後検討してまいりたいと思っております。

また、子供たちの健康維持に関しましては、引き続き母子保健を中心に、健診事業、子育て支援事業を通して健やかな成長を見守り、個人の健康問題に対しても丁寧に対応してまいります。子供たちの安全・安心の保持について、関連部署と連携を図りながら努力してまいりたいと存じます。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 実施状態で4ないし5割しこりが中高生に出たということで、町独自の問題ではないというご答弁をいただきました。

私は、町独自だから町独自でないからということをお心配しているのではなく、子供たちの健康被害がどのようなものかということをお心配しております。町だけのものだというようなことでは済まされないということをお申し上げておきます。実際、ありえないですよ、過剰診断とか他市町村はやっていないとかそういうようなことを言われても、事実、この町でもエコー検査で45.2%の人の異常の実態が明らかになっております。今、必要なのは、因果関係を明らかにすることではなく、子供たちや若い世代にある異常を早期に発見して早期に対策をとることが重要なのではないのでしょうか。

不安をおおるだけというようなことも言われるところもあります。その後の研究機関によって調査で明らかになったこともあります。日本保健物理学会の発表の調査では、これは、2011年3月15日と21日に放射性プルームを裏づけるものだということが、今回、従来

のチェルノブイリとは、放射性事故とは違った、異なる福島独自の特徴があります。コシアブラなども放射性セシウムが検出されたことも私たちにとっては重大です。

事故の記事をよく読むと、厚労省の買上調査で判明したとあります。つまり、国や県は表向きは安全だといいいながら、一方では食品に対する調査を行っているということです。現実には安全でも何でもない、放射能の被害物質が身の回りに存在するというのです。

よく私たちに、健康には直ちに影響がないということを何度も聞いております。でも、いつになったら健康被害が出るのか、それを多くの人が心配していたのではないかと思います。それが今ではないのでしょうか。放射線汚染の特徴から、今が実施時だと思います。

さらに、他市町村はやっていないというようなこともお聞きしましたが、それはそうですけれども、事実、山菜などの買上調査をやっていますね。健康被害が心配だからやっているのではないかと思います。それによって茨城県も復興支援の対象になっています。申請すれば交付金も受けられます。

今、町長は城里町民のことを考えるべきではないでしょうか。もう一度、答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

答弁は、ちょっと繰り返してしまおうんですが、今後の甲状腺エコー検査の継続につきましては、これまでの検査の反省点も踏まえながら、国や福島県等での研究結果等も確認をしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 福島と検討しながらということをおっしゃっていますけれども、私は継続した検査が必要だということです。

1巡目では正常であってでも、2巡目、3巡目で異常が見つかる場合もあるのです。5年、10年が過ぎてから異常値が出ることもあるんです。今まで28年度と29年度が実施できたので、そのとき大きな異常がなかったから、すぐに要精密検査の必要な人がいなかったから大丈夫だというようなことを言っていることではないと思います。

この甲状腺エコー検査は、継続をすることによって子供たちの安全を守るのではないかと私は思っております。

専門家は、検査は必要ない、過剰診断ではなかったかというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいますが、昨年11月の講演会の講師や原子力安全研究協会、放射線環境影響研究所の方なんですけれども、これは半分以上が国からのお金で運営されている原子力の安全を啓蒙する団体です。ただ、その研究所の方の説明をお聞きしましたがけれども、その研究所であっても原発事故とは関係ないとは断言できていなかったのではないのでしょうか。

しかし、不安を当然資する事態が次々出ています。町民の不安は大きくなっています。因果関係ははっきりしないかもしれませんが、関係ないとも断言できません。お母さんたちの心配、不安はれっきとして存在いたします。町長が、他市町村、福島と相談をしながら検討をしていくというような悠長な問題ではないかと思えます。放射線の影響というのは計り知れないということを私は申し上げます。

もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

質問にお答えさせていただきます。

ちょっと繰り返しになってしまうんですけれども、甲状腺エコー検査の今後の実施につきましては、2年間の反省も踏まえながら、そして国や福島県等での研究結果等も今後確認しながら、世の中全体の、日本全体の中での趨勢というか流れなどもよく把握した上で、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 町長の考えはお聞きいたしました。町民の子供さんの、若い小学校、中学校、当時18歳以下の子供たちの健康は、まずは安心だからそのまま検討して見ていくというようなことを言っているように思いました。だから実施はしないのではないかというようなことを何か示唆するような答弁をいただきましたけれども、同じ答弁で、変化のない答弁をいただきました。

私は、子供の健康状態がどうなるのか、町としてしっかりと見守るべきではないかと、そしてお母さんたちの不安を払拭するのが、町長の、町としての役割ではないかと申し上げまして、次の質問に移ります。

国保税について。

一般会計からの繰り入れをして負担軽減をということです。

医療保険制度は、全ての国民が安心して暮らせるために不可欠な制度です。特に、国保制度は、低い負担で必要な医療の給付が受けられるという役割を持って、1961年にスタートしました。農漁業者、自営業者や無職者などが加入することによって国民皆保険制度がスタートしました。それまで、1950年代には無保険者が3,000万人いたということですから国民にとって大きな前進でした。

法律には、制度の運営責任は国にあると明記されました。低所得者が加入する医療保険という事情から発足当初は国の財政支出割合は多く、70%あったと言われていましたが、その後、国庫負担の割合は次々と引き下げられ、1984年には50%、2008年には24.1%、2015年には20.3%にまで引き下げられました。同時に、1984年には国保への医療費の定率

国庫負担も45%から38.5%に、2015年にはさらに下げるなど、国の役割は大きく後退させました。

もともと低所得者の多いのが国保制度です。国保加入世帯の平均所得は1950年前半の270万円をピークに、2015年には139万円にまで落ち込んでしまいました。加入者世帯の貧困化と国の財政支出が進む一方で国保の保険料だけは上がり続けました。低所得者が加入する医療保険なのに保険料が高いという根本矛盾がますます拡大するばかりです。制度の運営責任は国にあるとされながら、国は国庫負担を減らしていきました。それを補う形で市町村が繰り入れを行い、国保会計を支えてきたのが実情だと思います。

しかし、国保税の高騰は加入者の家計を重く圧迫しています。

そして、今回、都道府県化になって国保がどう変わるのか、多くの町民には関心が強い問題です。法律の改定により国による保険者努力支援制度というのが始まり、そこでは都道府県が市町村の繰り入れをやめさせるよう県が努力すること、市町村が滞納者の差し押さえをやっているか、都道府県が病床削減など医療費を抑えるための取り組みをやっているかなどが点数化されるようになるとされています。

これによって、市町村は、国から一般会計からの繰り入れや国保税の取り立て、医療費削減のための病床削減などを監視されることとなります。果たして、これで国民の願う安い負担で安心して受けられる医療体制が維持できるのか心配です。

しかし、市町村は住民の暮らしと福祉向上を図る責任を持っています。私は、さらなる一般会計からの繰り入れの増額を図り、加入者の保険税の引き上げにつながらない措置をとることを求めます。

今回の都道府県化による改定でどれくらいの世帯に影響があったのか、増税額は平均どのくらいなのでしょう。さらに、今回の都道府県化によって激変緩和措置がとられています。激変緩和をとるほどの激変が押し寄せてくるとすれば、それは各家庭にどのような影響を与えるのでしょうか。それに対して町はどのような努力をするのでしょうか。また、これまでの努力の実態をお知らせ願いたいと思います。

答弁お願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 資料があるのですが、配付してもよろしいでしょうか。

○議長（小坪 孝君） はい。

資料を配付いたします。

〔資料配付〕

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

今回の国保制度改革では、県が財政運営の責任主体となり、県と市町村が一体となって

国保運営を行うことで安定化を図ることとなり、保険税負担が急激に変化することのないよう、国では激変緩和措置として1,700億円を投入しました。

藤咲議員から、一般会計からの繰り入れがどれぐらいかということですが、もしお手元に予算書がある方は見ていただきたいと思いますが、予算書でいきますと48ページの真ん中のあたりに繰出金の欄がありまして、国民健康保険特別会計事業勘定に2億8,379万円というふうに記載がございます。それから、その受け入れ先の国民健康保険特別会計のほうへ行きますと、予算書127ページを見ていただきますと同額一般会計繰入金で2億8,379万円が特会の収入のほうに上げられていると思います。

以上、予算書のページのところを引用させていただきました。

今回の結果、国保被保険者全員に影響が出るかと思えます。

そして、その全員に影響が出て、1人当たりの保険料額がどうなったかということですが、ただいま配付した資料をごらんください。

これは、茨城県が試算しました国民健康保険料1人当たりの年間保険料でございます。

もともと高かったところは少し安くして、もともと安かったところは少し高くなったり、そういった調整も行われているようですが、城里町の欄を見ますと9万8,388円で、増減では年間で2,356円の増と試算されております。ですから、月間でいくと200円ぐらいの増というふうに予定されております。ちなみに、茨城県内における国民健康保険税が一番安い町が城里町でございます。10万円を切っているところは取手市と城里町しかありませんで、その城里町の9万8,388円というのは一番安くなっております。

ちなみに、隣の水戸市が一番上にありますが、11万8,520円で城里町より2万円ぐらい高くなっておりますので、月間でいきますと1,800円ぐらい城里より高いんでしょうか。それから、茨城町をいきますと、茨城町は上から十数番目にありますが、11万9,930円で水戸市より高いと。大洗町へいきますと12万1,681円でさらに高いということで、城里町は茨城県内で一番国保税が安く、しかも県央地区でいきますと、ほかの市町村に比べて2,000円ぐらい月額安いという実態がわかっていたかと思えます。

今後も、安い保険料を維持できるよう努力してまいります。

○議長（小坪 孝君） 藤咲美美子君。

〔4番藤咲美美子君登壇〕

○4番（藤咲美美子君） 資料まで提供いただきました。ありがとうございました。

確かに、この資料を見ますと年間の保険料は9万8,388円、ほかの市町村よりも一番安い金額となっています。しかし、これが市町村から一番安いからといっていいわけないですよ。今回の都道府県化によってどういう影響があるのかということをお聞きしております。

この都道府県化によって、確かに、国が今まで国庫補助を出していたものが、国庫補助がなくなって70%から23%ぐらいまでに、当初70%あった国庫補助が1961年でしたか始ま

った当初は低所得者が大変で、低所得者がたくさんいるということで国が補助しなければならないということで始まった制度で、徐々に徐々に国庫負担を減らして行って、最近では23%まで減ったと思います。国庫負担を減らすということがどういうことなのか、国庫負担を減らせば減らした分、市町村にも負担がかかります。そして、住民にも負担がかかります。国庫負担を減らした分、市町村と住民、それから住民が主に保険料を払わなければならないので、全て賄わなければならないようなことになるのではないのでしょうか。

今回の都道府県化は、国に逆らえなくなる仕組みなんですね。保険者努力支援制度など出しています、県や市町村の国保行政を国が採点して成績がよいとした自治体に予算を重点投入するという成功報酬のようなシステムになっています。何が成績がよいとされるのかですが、市町村ごとの医療給付費の水準、標準的な収納率、標準保険料などの指標を示しています。これは給付費の抑制、収納率の向上、繰り入れの解消ということですよ。

これらが町民の利益にかなう医療保険になるとは言えません。国保の構造問題がより先鋭化してきています。

この激変緩和措置に対して措置がとられたと思うんですが、第1回目の質問にお答えいただけていません。激変緩和措置をして家庭には影響ないということは、家庭への影響はどうなったのか、そのことによって町の努力はどのようにしたのか。これは、先ほどは町長からの答弁では他市町村よりも一番安い保険料ですという答弁しかいただけていません。ですので、増税額は増えた人もいるし増えなかった人もいるということはお聞きいたしましたので、県化によってどのぐらいの世帯が影響を受けたのか、影響を受けた世帯、そして町が激変緩和措置をこれからどのような形で解消をしていくのかをお聞きしたいと思います。

答弁お願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

激変緩和措置でございますが、国では1,700億円を投入しているところであります。

町でどのような努力をとということですが、町の予算書を見ていただきますと2億8,379万円を国民健康保険特別会計事業勘定繰出金として支出をしております、国民健康保険を支えるために努力をしております。

今回の制度改正でどれぐらいの影響かということですが、年間2,356円、月間でいきますと200円程度の国保税の増額ということが影響となっております。

税値下げのための努力というのもしていかなければなりません、ご理解いただきたいのは、城里町が茨城県で一番国民健康保険税が安い町ということで、ぜひ、こんなに公共料金が安くていい町なんだということを議会の皆様方と一緒にPRしていただければ幸い

です。

○議長（小坏 孝君） 藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 同じ答弁のようですけれども、値下げに対してはご理解いただきたい、協力をお願いしたいというようなことなんですけれども、国庫補助がこれだけ減らされて、町の努力もしないで、町民負担、自己負担というのは納得できません。私は、この激変緩和措置がこれからどのように町民に負担がかかってくるのかを見ていきたいなと思っております。

今回の都道府県化は、県に納付金が決められるんですよね。市町村は納入額を集めるのに差し押さえをしてまでも納入するような形になるのではないかと思うんですけれども、本来、本末転倒ですね、これはね、そのようなことをしたのでは。国庫補助を減らして県に押しつけて、さらに、市町村には予算の繰り入れもするなというような命令が国から出されています。加入者の責任にされることは、何遍も言いますけれども、あり得ません。一般会計からの繰り入れの増額と負担軽減を求めていきたいと思っております。

答弁は、2回目も同じような答弁なので3回目も同じような答弁だと思いますが、何か別な答弁ありますか、町長。あったら答弁してください。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

3回目の答弁をさせていただきます。

1つ目の質問もそうなんです、私、エコー検査も絶対やらないって言うわけではなくて、検討しますと言ったわけですし、それから国保税の軽減措置につきましても町として何もしていないというふうに言っているわけではなくて、これだけ一般会計から繰り入れていますよということを申し上げているわけでございまして、ぜひ、その点ご理解いただいて、予算に対しても適切なる判断をいただければなというふうに思っております。

それから、広域化につきましても国の法律によって行われるもので、町としてはできることに限界があるわけですが、ただ間違いなくできることとしては、町民の健康をよくして、医療費が安くなれば国民健康保険税も安くなるということは間違いのないわけでありまして、城里町としても健康増進、それから介護予防活動を重点的に行って、それが、ひいては国民健康保険税の減額にもつながるのではないかとこのように思っております。

先日、七会中学校の跡地のアツマーレのほうに日曜日に行く機会があったんですが、日曜日でも多数の町民の方がトレーニングジムで汗を流されていて、オープン以来、もう300名近く登録者が出てきたということで、ああいったところでトレーニングをするのも長い目で見れば医療費の縮減、あるいは国民健康保険税の減額にもつながっていく活動なのではないかと思っておりますので、町民の方も、休日でもぜひ健康増進活動をやっていただきたい

いなと思っております。

○議長（小唄 孝君） 藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

私が求めている答弁までしていただきましたが、アツマーレのことは余分ではないかと思えます。

ただ、町が潤って財政もよくなればいいんですけども、町民がアツマーレのところに集まったからといって税金が安くなるわけではないです。私は国保税を安くしてほしいと、一般会計からの繰り入れを努力してほしいということを申し上げました。

次の質問に移らせていただきます。

次世代育成支援金について。

支援金交付の条例に沿った事業をとということで質問させていただきます。

次世代育成支援金の運用について質問をいたします。

この制度は、子供たちが心身ともに健やかな成長をできるよう支給されるものです。条例は第1条で、家庭における生活の安定と幸せなまちづくりを進め、福祉向上に寄与することを目的とすると明記しています。さらに、第3条は3人目の子供さんが、出生時、3歳、6歳に到達した方に支給されるもので、各10万円を支給すると書かれています。

私は、この制度が子育て中の全ての対象者に等しく支給されているものと思っていました。ところが、そうではありません。私は、町民の方から手紙をいただき、その制度の理念からかけ離れた行政運営をしていることに気づきました。

その女性からの手紙には、城里町では子育て支援で10万円を出産後、3歳、6歳で支給していますが、町営の家賃の滞納や国保の滞納があると支給できないと通知がありました。その10万円で支払えると思ったのですが、何のための子育て支援の支給なのかわかりません。未納だから支給できないと言われたら、助けてもらいたいと思っていても絶望的になるだけですと書かれていました。

私は、この手紙を読み、同じ女性として胸が熱くなりました。同時に怒りも湧いてきました。

2010年ごろから、単身女性の3人に1人が貧困という報道が多くなりました。1990年初頭の女性の非正規雇用は10%台でしたが、2012年には42%に跳ね上がりました。もっと深刻なのは母子世帯、つまりシングルマザーで60%が貧困と言われています。男女の賃金格差がひどく、女性は男性の半分ほどしか収入がありません。子育て世代を持ったお母さんは不安定で、過酷な労働条件のもとでダブルワーク、トリプルワークをしなければなりません。多くは育ち盛りのお子さんを抱えて食べるのがやっとという状態の方が多いのではないかと思います。そういった中でも、多くのお母さんは自分が食べるのを我慢してでも子供の教育環境を整えるのを優先するのです。

条例は第1条に、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、支給を行い、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりを進め、町勢の振興と住民福祉の向上に寄与することを目的とすると書かれています。

崇高な理念だと思います。

私に手紙をくれた女性を排除する理由はどこにもないと思います。ましてや、この女性は支給されたお金でもって納入できなかった税金を納めようとしているのです。むしろ条例の理念はこういう女性にこそ支給するべきだと私は思っています。そういう女性に支給できない規則そのものを改める必要があると思います。助けてもらいたいと思って絶望的になるだけですよというお母さんに、温かい手を差し伸べられる行政であってほしいと願っています。そういう行政のもとで暮らしていけないと思うのは当然のことです。

すばらしい制度の趣旨が生きるよう、規則の改定をお願いしたいと思います。

答弁をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

町次世代育成支援金条例は、次世代を担う子供たちが心身ともに健やかに成長できるよう、支給を行い、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりを進め、もって、町の振興と住民福祉の向上に寄与することを目的とし、町内世帯の第3子以降のお子様を対象に出生祝い金や子育て支援金を支給しております。

議員のご質問の支給の制限についてでございますが、本条例中に、条例の施行に関し必要な事項は規則で定められるとされており、実施のための細目に関する事項は施行規則で定められております。施行規則第4条に支給の制限についての規定があり、その中に、町税等の滞納があるときという一文がございます。ご指摘のとおり、この条文に従って税金を滞納している場合は補助金がもらえないということになっているわけでありませう。

こういった規定というのは、出生祝い金だけにあるものではなくて、例えばリフォーム補助ですとか高校生の通学費補助ですとか、町のありとあらゆる補助金制度の支給に当たって税金の滞納がないことが補助金を受ける条件ですよというふうに記されているわけでありませう。

こういった税金の滞納があると補助金がもらえないということで冷たい制度じゃないかというご指摘だと思うんですが、一方で、こういった制度があることによって税金を支払う動機づけになっているという面もございます。

数年前、リフォーム補助を一時的に、金額を地方創生の関連で上限金額等を引き上げたときにリフォーム件数が飛躍的に伸びましたが、そのときにリフォームの補助金を申請するのをきっかけにして滞納のあった方がかなり税金を納めてくださって、滞納をきれいに

した上で補助金の支給申請をするということがございました。

そういった意味で、町からの補助を受けるには税金の滞納を解消しなければならないという規定にも意味があるわけがございます。

ご指摘のように、補助金の支給をきっかけに税金の滞納を整理したいという場合も、確かに、そういうこともあり得ると思いますので、規定のほうを今後見直すことが適当かどうか、よく検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（小唄 孝君） 藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

確かに、規則で定められるということを書いてあります。しかし、私はこの規則を変えるべきではないかと言っています。条例の中にはそういう滞納をしたときには払わなくてもいいというような条例は書いていません。

ただ、ここに書いてあるのは、町長は、支援金の支給の申請にあったとき、受給資格を審査し、支援金の支給について決定するものとする、これを書いてありますけれども、条例の中に、しかし、これは町長の判断でそういう場合は支給することができるというようなことができるのではないかと私思います。

町長の例として、今、支給するときに滞納があるから支給できないよという、ほかのいろんなものが、さまざまたくさんあると言われましたけれども、それがかせになって滞納が減ったということを町長は言われます。私は反対に、そういう滞納があるからあげられないんだよというような冷たい町政ではなく、滞納がなくなるような町政に考えるべきなのではないかと、考え方の相違ではないかと思うんですが、全ての面に対してこの町の補助制度については、私も知る限りですね、滞納がある限り支給はできませんというような言葉が書いてあるのを存じております。

しかし、滞納があるから補助が受けられない、滞納があるからこういう自分でその受けられないというようなことをね、そのままのみにして、受けられるような状況でも苦しい思いをしても我慢しなければならないというようなことを町民が思っていたのでは、とてもつらい町政になっているのではないかなと私思っております。

理念に反していないし、規則に基づいてやっているとおっしゃっていますが、滞納を認めることになってしまうんじゃないかと、これを返したら滞納を認めることになってしまうんじゃないかというおそれはあるというようなことを言っていますけれども、滞納と給付金を受けることとは別ではないかと思えます。条例に明記している、あくまでも福祉向上のための支給とあります。これは是正すべきではないかと思っております。規則に基づいて行っていると当然のように答えていますけれども、条例の理念と食い違っています。異質のものだと私は思っております。

もし、対象者がサラ金などから借金をして納税をして支給を受けるようなことになれば、

貧困家族をさらに突き落とすことにもなりかねないし、そういうことはやめるべきではないかと私考えております。

2回目の質問です。

町長の答弁をお願いいたします。

条例に沿った規則を、条例に沿った町長の行動を誠実に求めて質問をいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） さらに、傍聴人2名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

私、規則を改正しないと言っていないわけですし、先ほどの、前からずっと同じなんですけれども、規則を改正するのが適当かどうか、今後きちんと検討していきたいというふうに申し上げているわけでありまして。

3人目生まれた場合10万円もらえるものがあって、滞納が例えば7万円だったらその場で滞納が全部解消できる可能性もあるわけですから、ただ、そういうふうな補助金をあらかじめ滞納整理に充てるというようなことをやっていいのかわかるか、ちょっと研究もしなきゃいけない面もありますので、その規定の改正については今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○議長（小唄 孝君） 藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 検討していただけるという答弁をいただきました。

私は、本当にこういう苦しい思いをしているのは本当に切実な気持ちで私に手紙をくれたんだと思います。そういう方が氷山の一角であって、滞納者が何人いるんでしょう、その中でもこういう思いをしている人がたくさんいるのではないかと思います。私はそういう納め切れない人たちが、今回、本当に国保についてもそうなんですけれども、滞納をしている人たち、納められない人たちの気持ちをしっかりと受けとめて、町が対応をしていただけるような町政にしてほしいなということで質問を申し上げました。

私の質問に対して、町長は検討するというような答弁でしたので、いい方向へ向かえるような検討をご期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、1番桜井和子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 1番桜井和子です。

通告書に従って質問をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

最初に、認知症予防についてお伺いいたします。

私は、昨年まで介護士として働いてきました。町議選に立候補するに当たり、大変な時代を懸命に生きてこられたご年配の方々が、元気で安心して暮らせるまちづくりを公約の一つに掲げて町民の皆様にご訴えてまいりました。対話の中で、私もそろそろ介護のお世話になるのかなと思うと不安になっちゃうよとか、認知症になったらどうしようという声を数多く聞きました。

世界一の高齢社会に直面する日本にとって、認知症対策は最重要課題の一つだと思っております。認知症といっても、一般的な高齢者の認知症のほかに、若くして認知症になる若年性認知症もあり、認知症にならないための予防対策などさまざまな角度からの対策が必要になってくると思います。町民の方々が安心して健康長寿の生活ができるよう4年間しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

厚生労働省の試算によりますと、認知症の高齢者の数は2025年に約700万人、65歳以上の5人に1人の割合に達すると推計されています。そこで、政府は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指すものとして、2015年1月に新オレンジプランを策定いたしました。その中で、具体的に推進している事業の一つが、認知症の早期発見、早期診断につなげるべく、認知症に気づいた本人やご家族から相談を受け、医師・看護師または介護福祉士などが自宅を訪れ、協力して支援に当たっていくものとして、市町村単位に認知症初期集中支援チームの設置を目指すとなりました。

そこで、お伺いいたします。

1つは、町内に認知症の高齢者の方が何人ぐらいいらっしゃるのかお伺いいたします。

2つ目は、市町村に設置を求められている認知症初期集中支援チームが、町として設置されているのかお伺いいたします。

3つ目は、認知症の方の在宅生活を孤立させないとの観点から、認知症を正しく理解して地域で支える認知症サポーターの養成の現状についてお伺いいたします。

4つ目は、新年度の公民館講座の受講生募集の案内が配布されました。桂公民館では4年目となるスクエアステップ教室にあわせて、今年から常北公民館では和氣わいわいステップ教室、七会公民館ではいきいきステップ七会教室として開催されることになっており、うれしい限りです。

健康と認知機能維持のためにあなたも早速始めてみませんかと募集内容にありますように、認知症予防に効果のある講座で、私も誘われて、昨年七会公民館の自主講座で受講いたしました。終了後、よい汗をかき、身も心も、そして頭もリフレッシュしたような時間でした。

昨年秋、石岡市と常陸太田市の方々との交流会が桂公民館で開催されました。そのとき

に感じたことですが、桂公民館の設備が古く、特にトイレは和式で足の悪い方にはつらいのではないかと懸念されました。また一緒に参加した友人から、壁を少し白く塗ってもらえるだけでも明るくなるんだけどねとの声もありました。

そこで、お伺いいたします。

桂公民館の改善の予定はあるのでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、1番桜井議員のご質問に回答させていただきます。

まず、認知症の予防についてということの中で、認知症の高齢者が何人くらいいらっしゃるのかというご質問がございました。

町としましては、平成29年度介護保険主治医意見書の診断名記載項目で1番目に「認知症」という記載がある方的人数として、認知症の人数を数えております。要支援1から要介護5までの認定者1,126人中、認知症というのが1番になっている介護の認定者ですが、149人で13.2%になっております。約150人ぐらい城里町に認知症の方がいらっしゃるということだと思います。

次に、それと関連しまして、認知症初期集中支援チームが城里町に設置されているのかというご質問がございました。

設置されております。

本町には、認知症初期集中支援チーム研修を修了した者が1名、サポート医研修を修了したものが1名、さらに要綱に従って保健師1名を加え、3人体制で地域包括支援センターの中に認知症初期集中支援チームがございました。

支援チームの業務は、従来包括支援センターで行っていた業務と重なる部分が多くなっておりますが、従来の活動との違いとしては、目標期間が定められていることが挙げられます。1ケースにつき6カ月をめぐり、認知症疾患医療センター等への医療機関につなげたり、介護保険申請を促すなど、問題が解決できるよう計画を立て支援を行っております。

例えば、ひとり暮らしのお年寄りで親族も城里町内にいないという方について、民生委員さんから相談があったりしたときに、このチームで支援をして、最終的に認知症医療センターへの受診につなげたり、グループホームへの入所に至ったり、さまざまなケースがございましたが、そういった形で認知症初期集中支援チーム及び包括介護センターが困難ケースに対して対応を行っております。困難じゃないケースについてももちろん対応を行っております。

それから、認知症サポーター養成についてでございますが、認知症サポーターの養成につきましては平成21年度から取り組んでおります。平成30年3月までに認知症サポーター養成講座を62回開催し、1,472人のサポーターを養成しております。

内訳としましては、シルバーリハビリのサロン参加者、民生委員、ボランティア、美容院、スーパー、銀行等の一般事業者の方々に、28年度は国の通達もあり、常北中学校、桂中学校の1年生を対象に総合学習の時間を利用した認知症サポーターの養成も実施しております。平成29年度の養成者は231人で、県から示された目標数200人以上のサポーターの養成を行っております。

最後に、桂公民館の改善についてご質問がございました。

現在の状況を確認したところ、身体に障害がある方でも使えるように男子女子とも和式便器2個分を取り壊し、スペースを広くした上で様式便座に改修して、入り口を鍵なしのアコーディオンカーテンで仕切ったような形になっております。しかし、ご指摘のように非常に老朽化が進んでおりまして、快適に使えるとは言いがたい状況になっているかと思えます。

本年度予算におきまして、桂公民館の改修工事費を2,000万円計上しているところです。この2,000万円の内容は、変電設備の更新、あるいは消防より指摘されている床カーペットやクロス等の防炎仕様への改修といった内容で2,000万円を計上しているところでございます。トイレについては当初予算では想定しておりませんでした。今回、ご指摘をいただきましたので、トイレの改修も不可欠であるというふうに認識をいたしまして、早急に改修できるよう努力をしてみたいと思えます。

○議長（小唄 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 早速、トイレの改修ありがとうございます。

先ほどの中で、1点目、2点目は了解いたしました。

3つ目の認知症サポーターの中で、認知症サポーターの養成はどのような形で行われているかお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

1番桜井議員のご質問に回答させていただきます。

認知症サポーターの養成の行い方ということでございますが、全国キャラバン・メイト協会が養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを養成しております。キャラバン・メイトは無報酬で講座を開催します。

城里町には、キャラバン・メイトとして城里町の職員である青木職員、中里職員、谷津職員がおりまして、講座を実施しております。

これまでの実績としましては、サロン、それから中学校の総合学習の時間などで講座を行ってまいりましたが、ほかでも講座をやってほしいという要望がございましたら担当の長寿応援課までお知らせいただければ幸いです。

○議長（小唄 孝君） 桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。

サポーターが増えることは、町民の安心につながるかと思います。引き続き力を入れてお願いできればと思います。

次に、介護予防につながる健康増進を促進するための施策についてお伺いいたします。

現在、車で道路を走っていると、ジョギングをされている方や散歩をされている方を数多く見かけます。スマホを万歩計がわりに活用されている方、ご夫婦とみられる方が支え合ってゆっくりと歩いているほほえましい姿を目にすると、誰もが健康増進のために努力していることを強く感じます。

最近、こうして頑張っている方々を後押しする自治体がマスコミで報道されております。例えば、龍ヶ崎市では健康診断を受ければ500ポイント、1日8,000歩歩けば10ポイントというようにポイントを加算しながら達成するとわずかではあっても記念品がいただけるようですし、水戸市においては商工会とタイアップして記念品をいただくような報道がされておりました。

例えば、主婦の目線かもしれませんが、ごみ袋だけであっても記念品がいただけたらうれしいのではないかと、うれしさが波動となり努力する人の輪が広がれば、目標を達成したときの喜びに併せて介護予防、予防医療にもつながるのではないかなと思います。

町民の皆さんが気軽に楽しみながら健康づくりに取り組めるような制度をつくれませんかとお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、1番桜井議員のご質問に回答させていただきます。

まず、介護予防につながる健康増進を促進する町の施策につきまして、3点ほど紹介をさせていただきます。

1つ目は、ご承知のとおりシルバーリハビリのサロン活動を展開しております。

これまで、サロン活動におきまして特に商品等は用意していなかったんですが、平成28年度からは各サロンで10回参加した方に対しまして記念品の配布を開始しております。シルバーリハビリ体操に10回参加しますと、洗剤、靴下、ごみ袋など生活に活用できる記念品の配布を行っております。

次に、平成29年度から始まった楽しめる健康増進の教室として、65歳から始める健康づくり教室をホールの湯で開催をしております。1クール20名を定員とし、年間4クールを実施する予定であります。毎回満員となっております。大変人気の出ている教室となっております。商品は出ませんが、教室の内容自体が大変やっていて楽しいということでご

好評をいただいております。ホロルの湯でやるということで、体操だけじゃなくて途中でプールを使った講座なども織り交ぜた活動が行われております。

それから、3つ目としましては、先ほど桜井議員からも紹介がありましたが、スクエアステップの導入を行っております。

今年度から、運動機能向上に加え、認知症予防を目的にしたスクエアステップのリーダー養成を行ってまいり予定でございます。スクエアステップは筑波大学の蔵研究室が開発した体操で、認知症予防にも効果があるとして全国的な広がりを見せております。本町でも公民館講座として、常北、桂、七会地区で開催されています。

リーダーを養成することで、住民みずから各地区で活動ができます。養成されたリーダーに教室を展開していただき介護予防や健康増進につなげていく方針で、ボランティア団体と打ち合わせを重ねているところでございます。

シルバーリハビリサロンにおける記念品の贈呈、それからホロルの湯における新しい教室、そしてスクエアステップと介護予防につながる健康増進の施策のメニューを増やしているところでございますが、議員からご指摘の一定数歩くとポイントになるようなアプリの導入ですとか、さらにやる気を引き出すような仕組みについても大変効果があるかと思っておりますので、今後検討してまいりたいと考えます。

○議長（小坏 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 前向きに検討してくださり、ありがとうございます。

最後に、中学生に対する「インフルエンザ予防接種」への助成についてお伺いいたします。

今年の冬は例年になくインフルエンザが流行し、中には、A型、B型ともにかかってしまったとの声も聞かれました。中学校では学級閉鎖されたクラスもあったと聞きました。

知り合いの方から、中学生の子供が高校受験を前にインフルエンザにかかってしまい大変な思いをした、私立高校の受検費もかかるしインフルエンザの予防接種は費用が高いので中学生になると受けない人が多いんだよね、町から少しでも助成してもらえれば接種する人も多くなるんじゃないかなとの声もありました。

改めてお伺いいたします。

中学生に対するインフルエンザ予防接種への助成についてお願いできないでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、1番桜井議員の質問に回答させていただきます。

現在、小児インフルエンザの予防接種につきましては、生後6カ月から小学校6年生まで、1人につき2回、1回ごとに2,000円の助成を行っております。

昨年度のインフルエンザによる中学校の学級閉鎖の状況などを勘案しますと、感染拡大の予防及び個人の健康確保のため、中学生へのインフルエンザ予防が必要であると私も考えます。特に、受験を控えた中学3年生に対しては必要性が高いかと思えます。

今年度より、インフルエンザの予防接種に対する助成を中学生まで拡大し、実施したいと考え、準備を指示していきたいと思えます。なお、中学生への助成は1人につき年1回2,000円として行いたいと考えております。

○議長（小唄 孝君） 桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 前向きにご検討してくださり、ありがとうございました。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（小唄 孝君） 以上で1番桜井和子君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちください。

午前11時25分休憩

午前11時32分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第3号、12番杉山 清君の発言を一問一答方式により許可いたします。

12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 12番杉山 清であります。

8項目10点通告順に質問したいところではありますが、今回、5番と6番は割愛させていただきます。6項目7点について質問をさせていただきます。町長並びに関係課長には、明快なる答弁を求めます。

また、さきの2月25日一般選挙において当選された3名の新人議員さん、そして執行部新課長、局長となられた6名の皆様のご活躍をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

町営住宅と活性化策について、今後の対応策をお伺いします。

公営住宅は、建設から時間がたち、耐用年数措置が問われ、町長は平成30年度施政方針で、10年間で70棟の建てかえ、新築をし、障害者を含め施設の誘致に向け取り組んでまいるとのことですが、まだ平成29年度の計上関係が出ていないと思えます。そこで、平成28年度の1年間の入居者合計額、また修繕管理費、さらには住宅にとっての費用対効果、経済効果をお伺いしたいと思えます。

また、私の提案ですが、聞くところによりますと、現在地での建てかえ案とのことではありますが、この住宅建設というのは、なかなか一緒にたにぼんとはいかないから、10年でこれ計画しているんだと思います。そこで、工期短縮、また経費削減、そして地域活性化、経済効果を考えると、土地を買い求めて、買い求める方法にもよりますが、公募型で逆入札方式などを取り入れた中での建てかえ、活性化が私は必要ではないかなと思っております。まず、対策として1点、さらに2番目の子育て支援住宅についてお伺いをいたします。

人口減のもと、各自治体が力を入れている施策が子育て支援住宅であります。当町においても、町営住宅入居者に対し、40歳未満、中学生までのお子様のご家庭に対し、町外から入居する場合、30万の支援をしています。近隣自治体でも、常陸太田は住宅ローンの減額対策、また最近では18棟を整備するに当たり、大手ディベロッパーと協定を結んで、家賃を半額補助する仕組み、そして大子町では、若い世代の町外流出をとめるため、平成19年度より事業を開始し、子育て世帯が魅力を感じ、住みたくなるような町営住宅を建設し、現在までに50棟が完成をし、さらに2地区に新たに建設予定とのことでもあります。大子町では、入居者に対し、子供1人世帯で1万円、2人世帯で2万円、3人世帯で3万円を家賃から減額をしています。先ほども述べたように、当町では30万円の支援ですが、今後も同じ支援対策でやってまいるのか。

まず、2点お伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 資料を配付してよろしいでしょうか。

○議長（小唄 孝君） はい。

資料を配付いたします。

〔資料配付〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

12番杉山 清議員のご質問に回答させていただきます。

町営住宅の経済効果についてどのようなものかということが質問の中でありましたので、まず、29年度はまだ決算が終わっておりませんので、28年度のもので説明をさせていただきます。

28年度の町営住宅の家賃収入ですが、5,883万3,300円ということで、約6,000万円となっております。本来の家賃は6,100万ですが、滞納が240万ありますので5,883万3,000円ということで、収納率は95.98%ということで、200万滞納があるじゃないかという見方もあるかもしれませんが、収納率95%というのは、大変ちゃんと家賃を払ってくださっているというふうに見る見方ではないかなというふうに私は思っております。

一方で、どれぐらい修繕費がかかったかということですが、緊急修繕が484万3,252円ということで、これは水道が詰まったので直してくださいとか、そういう連絡があると直し

たのが484万3,000円です。それで、空き家修繕は1,135万3,500円ということで、これは新しく入居申し込みがあると、部屋を全面的にリフォームして受け入れますので、新規入居が一人あるたびに、多いと100万ぐらいかかったりすることもあります。もちろん部屋の傷みが少ないとそんなにかからないときもありますが、その新規入居が増えれば増えるほど増えるのがこの空き家修繕のほうですが、合わせて約1,600万円かかっています。

そのほか28年の管理の支出を見ますと、汚水処理関係で127万5,968円、消防関係で24万3,000円、給水が23万2,200円、植栽手入れが210万3,758円、維持管理が532万6,000円ということで、合計で918万926円の管理費支出がございました。それ以外に借地料がかかっていますが、5年と1年とありますが、1年のほうで見ていただきますと、常北で16万4,905円、桂で62万9,508円、合計で79万4,414円ということで、大体6,000万円ぐらいの家賃収入があつて、それに対して支出は2,500万円、2,600万円ぐらいということでありました。

一方、公営住宅の効果として、家賃収入だけではありません。約300世帯が入居しておりますが、その300世帯の方々が払っている住民税、それから軽自動車税など大体どれぐらい払っているかを推計しますと、年間4,000万円ぐらい恐らく税金を払っているのではないかと推察がされます。

町営住宅は低所得者が多いというふうに思われるかもしれませんが、町営住宅のタイプによって違いまして、例えば塙団地ですと、一番多い収入帯は300万円以上の所得がある世帯が一番多くなっておりますので、町営住宅に入っている方もちゃんと所得があつて、住民税を払っている方が多いわけです。

ということでした、おおむね6,000万円の家賃収入と4,000万円の税込で、年間1億円ぐらい町営住宅関係で収入が町にはあると。一方で、支出のほうは2,500万から3,000万ぐらいですから、町営住宅の経営によって7,000万ぐらい毎年プラスの効果があるのではないかとこのように推察をしております。

ということで、もちろんそれは単純な税込だけの効果ですが、例えば公営住宅があることで子供がそこにいて、特に桂地区、七会地区などでは民間のアパートが存在しませんので、そこで若い人がいることで、子供が生まれて学校がなくなることが防がれているというそういった効果は、金額以上の大きなプラスの効果として、税込以上のお金にはかえられないプラスの効果もあるのではないかとこのように思っております。

以上が町営住宅の効果ということでありました。

施政方針でも述べましたとおり、町全体の町営住宅の建てかえに向けて、基本計画の作成を進めてまいります。全体としては、常北地区で40戸、桂地区で20戸、七会地区10戸、全体で70戸程度の建てかえ、新築を目指していきたいというふうに考えております。

そういった中で、現地建てかえではなくて、土地を新たに取得した建てかえでもよいのではないかとこのご提案がございました。確かに、例えば南団地でありますと、たくさんの方が居住している中で現地で建てかえをしようとする、一回どこかへどいてもらって、

その間に建てかえてということをする必要が出るわけですが、現地ではなくて近くで公募型という提案がありましたが、まとまった土地を適切な値段で売ってくださる方がいらしたら、そちらの比較的離れていないところで建てかえができれば、一回退去していただいて、建設してまた戻ってきてもらってというような、そういうことをする必要がなくなるわけですし、建てかえ事業が計画的に行えるという大きな長所もあるかと存じます。もちろん土地の購入に当たっては、議会から予算をいただかなければなりませんので、議会の皆さん方のご理解を得られてということではありますが、現地建てかえでない近くでの非現地での建てかえも含めた検討を、基本計画を立てる中で考えていかなければならないというふうに考えております。

国の社会資本整備総合交付金は、現地の建てかえではなくて、非現地の建てかえでも補助を受けることができますので、財政的に見ても、非現地建てかえが不利ということはないというふうに考えております。

最後に、子育て支援住宅についてということではありますが、今、茨城県各地で公営住宅を子育て支援住宅ということで、入居者の条件として、例えば18歳以下の子供がいることなどといった条件をつけた公営住宅の建設が各地で進められております。確かにそういった住宅とするというのも、現在のその町の課題、あるいは世の中の趨勢から見て、そういった全てをそういう制限をつけてしまうかどうかは別としまして、子育て支援住宅という枠組みも今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 12番杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 費用対効果、大変大きいと思います。家賃だけではなくて、やはりそこに住んでいただけるということは、例えば税金、また要するに今学校の問題も出てきましたが、そういったことが大きく関係してくると思います。地域の商店街にとっても大であります。

ひとつ私なぜこういうことを質問したかといいますと、今までの団地づくりの中で、団地の方々が寄り添う場所、これ集会場みたいなものはありますが、子供さんの支援という形の中でつくるに当たって、公園が少ないです。公園がない。

先日、草加の町の中を歩いてきましたが、草加駅前近くであっても1キロ圏内、例えば300メートル、400メートルに1カ所ぐらいずつ小さい公園があります。そういった中で、やはり一角に公園を設けたり、また水戸に住宅を建てるのではなくて城里に建てるわけですから、ゆとりを持った住宅地づくりを考えていただければなという思いで質問をしました。

そして、例えば南団地を例にとりますと、南団地は周りに住宅が張りついております。民間の賃貸もあります。そういう中で、あの場所に中規模的な公園を入れるということは、

民間賃貸住宅にとっても大変プラスになると思い、そういったことをやはり入れた中で近くに新しい住宅を入れる、つくるということは、大変効果的ではないかなと思う次第であります。

大体そういった形で答えていただきましたので、それから子育て支援住宅、この間も境町がマンションのような建物で新聞に町のPRとして出ておりました。ますますその支援住宅の入居に対しての取り合いが、活発になっていくのではないかなと思います。

東京の奥多摩町では、たしか15年でしたね、住んでいただけると家をあげますと、22年でしたね、22年住んでいただけると家をあげますと、そういううたい文句も出ております。

実は、9月の議会のときに、空き家対策を私が出しましたよね、条例改正という形の中で。この近隣では、一番要するにその対策が整っているのは笠間であります。やはり困っているものを要するに資源に変えるそういった策、新しい公住宅をぼんと建てるのも一つの方法なんですが、各自治会に1軒から3軒ぐらい空き家があります。何とかしてもらいたい、壊すのにも200平米以上は税金が6倍ですか、そして要するに200平米以下は3倍という形の中で、所有者は解体に苦慮しているという現実であります。そういったものを借りるとか買うとか、そういう形の中でやはり生かしていけるような方法、それも案の一つではないかと思えます。

また、あくまでも私の提案であります。支援住宅に入る40歳未満の方、ご夫婦が入る場合に、30万の支援をしています。もともとつくるときに、例えば20年間住んでいただければ家を差し上げて、30年住めば土地を差し上げますというようなそういう案、これなぜそういう形をとるかということ、家賃ではつーペーでも私はいいと思うんです。もう20年過ぎれば、修理費も相当かかってきます。そういう中で、そういう目的の中で入っていただければ、むしろそこを出ていくにしても、その期間は大変大事に家を使ってもらえるのではないかなと思います。そして、家賃イコールプラス・マイナス・ゼロでも、住んでいただけただけで20年間の税金や地域に対しての経済効果というものは、やはり費用対効果にあらわれてくるのではないかなと私は思います。そういったこともちょっと私の案ではありますが、町長にお伺いします。

それと、先日税務課のほうに聞きましたら、いや町の税務課は大したものだなと私は思いましたけれども、一昨年28年11月24日に、補助金の交付要綱ということで、水戸税務署に問い合わせをしてある。なぜこういうことを聞くかということ、30万円補助を他の自治体から移ってきた場合に差し上げます、そういったときに、これ50万の要するにラインの中で、税金がかかってくる可能性も出てくるわけですから、その辺はこれ税務課担当でありますので、きょう答えろとは言いませんけれども、後で何か策、それとこれは茨城県内の各自治体で、やはり同じような問題になっているところがあります。一時所得という形で支援であっても取り入れられる形になりますので、どうぞ対策を、もしできればほかの自治体と組んででもいいですからお願いしたいと思えます。

もう一度答弁をよろしく申し上げます。

○議長（小坏 孝君） ここで午後 1 時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 0 分開議

○議長（小坏 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど12番杉山議員から、質問通告書の5番国県事業について及び6番公選法についての質問を取り下げたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、杉山議員の質問1、町営住宅と活性化対策についての2回目の答弁から始めます。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

12番杉山議員のご質問に回答させていただきます。

質問が幾つかありましたが、大きく3つだったかなというふうにメモをとっております。

1つ目は、公営住宅の建てかえに当たって、公園などを配置してゆとりのある計画にすべきではないかというようなお話であったというふうに理解しております。

ご指摘のとおり、今後公営住宅を整備する際に当たっては、狭いところにきつく住宅をおさめるのではなくて、ある程度ゆとりをとって、児童公園なども配置しながらゆとりのある計画を立てていきたいというふうに考えております。

現在の町有地の場所での建てかえですと、例えば南団地で40戸を町有地だけで建てようとする、かなり今と同じようにきつくおさめる形になってしまうのですが、土地を新たに購入することができるということであれば、ある程度ゆとりのある配置も可能になるのではないかというふうに考えます。

次に、空き家についてのご質問がございました。空き家が非常に増えてきているということで、その問題意識は私も共有しております。今年4月1日からまちづくり戦略課に1名増員をいたしまして、空き家対策の担当として業務に当たらせております。

今のところまず重点的に取り組むのが迷惑空き家の対策ということで、周囲に危害を加えそうな危険な空き家を特定空き家として指定して、そしてきれいに掃除するなり、あるいは撤去するなり、そういったことを促していくようなことをまずやろうかというふうに考えております。空き家を活用した公営住宅の整備というところまでは、今のところそこまでは手が回っていないのですが、ある程度そういった迷惑空き家の対策がめどがついたところで、その次の課題として、そういったことも考えていかなければならないという問題意識を持たせていただきました。

最後に、公営住宅に何十年か住んだら、短いところでは18年ぐらいでやっているところ

もあるようですが、ある程度長い期間住んだら、プレゼントをして譲渡してしまってもいいのではないかとというようなご指摘でございました。城里町の公営住宅は、全て一戸建てタイプがなくて、全て2戸以上がつながった形の公営住宅なので、そういった譲渡するということのようなことができにくいような今設計になっているわけですがけれども、今後の整備の中で、一戸建てタイプ、1戸独立したような公営住宅であれば、確かにそういうこともできるのかもしれませんが。建設のときに、国の補助金をどういう補助金を使って、何年間は譲渡できないとか、そういった縛りが使う補助金によっては出てくるかと思しますので、そういったある程度長く住んだ後譲渡するような制度ということについても、具体的な公営住宅の配置の計画ですとか、そういった検討の中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 答弁ありがとうございます。

それでは、次の町医療対策についてお伺いをいたします。

合併特例債と今後の対応であります。医療対策については、3年前から質問に当たり、今回3度目になります。

先月、県は新保健医療計画を発表しました。すなわち、第7次保健医療計画であります。大井川知事は、2023年度までに医師確保と医師の地域偏在解消に向けて、医療環境の整備、すなわち、若手医師の定着支援も含め、6年間で医師数880人増の目標を打ち出しました。城里町にとっては、医師が増えても病院がないわけでありまして。ただ、この時期、やはり町にとっては千載一遇のチャンスでもあると思っております。

平成27年3月の第1回定例会でも質問しましたが、茨城県は医師数ワースト2位であります。そして、茨城県44自治体で人口当たりの医師数は、城里町はワースト1であります。先日も町長のほうから合併特例債を利用した中で、公設民営が妥当だろうという答弁もいただいております。また、違う策として、病院等に補助金等をつけた中で分院方式、そういったことも含まれるのではないかと、これは私の考えであります、思います。今後の対応、また町長の目標というものを伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、質問に回答をさせていただきます。

町の総合計画を立てるに当たりまして、城里町民に町に何を望むかというアンケートをとりました。そのときに、アンケートで町への要望第1位が、病院の整備というのが第1位の要望で、2位を圧倒的に離れた1位が病院の整備であったというふうに記憶をしております。非常に、城北病院が撤退した後中核となる医療機関が城里町にはなく、病院を誘

致してほしいという切実な声は、何度も私自身も町民の皆さんから伺っているところであります。

病院の誘致に当たりまして、茨城県の大井川知事になって変わってきているんだと思うんですが、これまでの考え方としては、もうベッド数は増やすのは難しい、病院のベッド数は減らすというようなこれまでの県の方針の中で、なかなか絵を描くのが難しい面もございました。そういった中で、大井川知事の誕生の中で、医師の880人増員という新しい目標が出てきたりする中で、仮にその880を城里町は茨城県の150分の1の人口を持っていますから、880を150で割ると大体五、六人ですから、城里町でも五、六人、本当に大井川知事が880人医者を増やすというんだったら、その割り算で考えれば城里町でも6人ぐらいお医者さんが増えていいはずなんですけれども、だとすれば、確かに6人ぐらいお医者さんが増えるんだったら、病院1つぐらいできてもおかしくないというふうにも思えるわけでありまして。なかなか民間で全部の資金を出して、この城里町である程度大きな病院をつくるというのは、なかなかそういった医療機関はないのではないかとというふうに思います。

公設民営の事例としましては、常陸大宮済生会ということで、常陸大宮市を中心としまして、病院を建設して済生会を誘致して、周辺自治体でお金を出して、常陸大宮済生会を今実際に維持しているわけでありまして。そういった成功事例もございます。

また、もっと新しい最近の事例としましては、小美玉市におきまして、小美玉医療センターの建てかえが今進んでおります。ベッド数80で、民間の古宿会が30億円を出して、小美玉市でベッド数80の病院を建てると。それに対して小美玉市が15億円の補助金を出すとということで話がまとまりまして、現在、小美玉市においては、病院の建設が進んでいるところであります。

現時点で具体的にどこの病院を誘致して幾らぐらいかかってというそういった責任のある計画はまだございませんが、周辺市町村において、実際に病院の誘致に成功した事例もございますし、住民の中でも病院の誘致を望む声は非常に強くありますので、最初から無理と諦めずに、県と連携しつつ、あるいは民間病院の動向など情報を収集しつつ、城里町の中核となる医療機関の誘致に向けた努力は続けていきたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 先日、このような記事が新聞で報道されました。県の人口10万人当たりの医師数というのは、189人だそうです。それに比べて、つくば市は410人でありまして。そして、鹿行が95人だそうです。それに比べて、城里町は、私は今8人じゃないかなと思うんですが、8人、そういったことを比べると、実際の格差というのは、県が言っている4倍の格差ではなくて、城里町にとっては20倍の格差があるということでありまして。

町長が先ほどベッド数の件を答弁に入れていただきました。ベッド数に限っては、分院

方式をとれば、オーケーだと思います。ですから、町にとっては、やはりそういった形の中ではクリアできるのではないかなと思います。

やはり町民が大きく要するに希望を持っている、望んでいる、よい、最近このような話を私は聞きました。杉山さん、うちの主人が入院しているんだけど、もう3カ月近くになって病院を移動しなければならない。大宮、那珂市、水戸市にしても、私はとてもじゃないが病院に行くのは大変だと、そういう話です。今、地方病院に入院施設という形の中でベッドがありますが、そこから移動となると、もう町内では移動はできないわけで、そういったことも勘案していただいて、やはり今すぐという形ではありませんが、やはり早急なる策を打っていただきたいなと思う次第であります。

やはり合併特例債も時限事業でありますので、そういったものをやっぱり利用するのはベストではないかと思います。また、町で経営は困難であります。やはり民営化を入れるということがベストでありますので、目標値を数字であらわすことはできませんが、考えだけでもあらわしていただければと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、再度回答させていただきます。

病院の誘致というのは、大変大きな課題であるというふうに考えております。ご指摘のとおり、合併特例債も今は使えますが、いつまでも使えるわけではございませんで、使用の年限は最近延長されて、さらにまた国会で決議されてさらに5年延びたというふうに理解しておりますが、もうちょっとの時間はいただいたわけですが、常陸大宮の済生会も、合併特例債を活用して病院の建設をして、後で済生会に入居してもらうという方式で病院を誘致したわけではありますが、そういった成功事例も研究しながら、城里町の中核的な医療機関の整備に向けた整備をしていこうというふうな考えで、今後も情報収集等努力を続けていきたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ありがとうございます。

それでは、3番目、河川対策についてお伺いをいたします。

環境・災害対策であります。

毎年河川対策で残土のすき取りの質問をしてまいりました。今回は環境も入れた中でお伺いをいたします。

町内の小河川、そういった河川ののり面ですか、それに隣接する所有の山や畑、そういったところから河川に向けて立木、また竹林、篠等が今相当増えております。そういった中で増水をすると、上流から、これは東日本大震災の影響もあるのかなと私は思うんです

が、イノシシの捕獲がやっぱり少なくなった、一時。そういったことで、あれですね、その台風、また大雨のときに、山に生息していたマムシ、これが相当数流れてくるわけです。そして、河川敷に立っている立木や竹林、そこに引っかかって、そしてそのマムシが下流域に今現在生息しているという状況であります。

例えば、うちから六、七百メートル離れた国交省の堤防の下のコンクリートのU字溝、これ高さは約1メートルぐらいあります。夏に行きますと、5匹、10匹ではないんですね。とぐるを巻いて、要するに上流から下流までいます。ですから、数えると恐らく100や150は楽にいるんじゃないかなと。例えば堤防等で遊んでいて、子供さん等が要するにそこに落ちた場合は、もう1メートルもあるわけですから上がれないわけです。そういうその対策を、町は要するにどういうふうに思っているのかお聞きします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

12番杉山議員の質問に回答させていただきます。

桂地区の小河川において、竹や篠が生い茂ったりマムシが流れついたりして、環境が悪化しているということで、そのためには河川整備をしなければいけないわけですが、城里町の今年度の予算として、大きな事業として予算計上されておりますのは、白山グラウンドの隣の山を崩しまして、河川の浚渫を行ったその土砂を乾かす場所をつくるということで、今年事業を予定しております。こういった今年度予算が成立して、そういった場所ができることで、県のほうで桂川、江川の浚渫事業が進むと、それによって周辺の環境も改善されるのではないかとこのように思います。

また、それだけで済まないものもあるかと存じます。危険なマムシの除去などは、今後町のほうで駆除の事業者などを手配することなども含めて、検討をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（小坪 孝君） 杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 残土処分の予算、大変ありがたいと思います。

町を歩くと、地域によっては環境整備事業、そういったものが盛んな地域が多くあります。きょう要するに傍聴で錫高野の南條さんが来ておりますが、錫高野地区はここ10年以前から見ると、環境関係が相当進んでいるなと思います。坪地区にも、上坪、下坪に環境事業、保全事業がありますが、保全事業でその河川を桂川にしても江川にしても、例えば藤井川にしても、やれるというのはなかなか困難だと思います。やはりこれは土木等にお願いして、やってもらうという形が一番だと思います。そういった中で、どうか土木等のほうに要望を強くお願いしたいと思います。

江川に関しては、河川の全面が竹と立木で覆われています。川の役目は立っていません。

これは前にも何度かそういう話をしたし、前の首長さんに写真を撮ってまで上げています。どうか早目の対策をお願いしたいと思います。

それでは、大枠でやれという先輩のご意見もありますので、4番根固屋橋かけかえについてお伺いをいたします。それに付随し、坏地区の水害対策。

根固屋橋のかけかえについては、私13年やっております。まだか、まだかと。先日選挙で歩ったときに、杉山さん、よくも飽きないで根固屋橋かけかえ、かけかえとやっていますね。かけかえをかけかえじゃなくてカケカイカケカイと言われました。3名の首長さんに質問してまいりました。

最近、123号線バイパスができるにつれて、私の頭の中は、相当要するに晴れ晴れじゃなくて雲が出て、きょうの天気のようにあります。合併前には、土地改良区と土木がという話で、当時の首長さんに言われました。合併後は、バイパスができればという形で言われました。最近のお話では、ここ何年かはバイパスが開通すればという話であります。上遠野町長、上遠野町長の今の3人目の首長さんのお答えをいただきたいと思います。

それと、1回で質問しましょう。坏地区を歩くと、この根固屋橋の中で相当な冠水が広がっているんです。1つは、この地域の排水口にも問題があるなど。たまたま地域の方と話したときに、杉山さん、いやそうなんですと。その半分ぐらい土砂が埋まっていて、要するにこれを要するに省かないと、とらないと排水機能が満たされないんですという話をしました。こういったことに対して、例えばコンクリート板の移動等にお年寄りが二人して持ち上げるというのは、なかなか難しいと思います。そういった対策が町としてはできないかどうか。これも含めた中で答弁をよろしくお願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、12番杉山議員のご質問に回答させていただきます。

坏地区の水害対策についてご質問がございました。国道123号と江川が接するところにかかる根固屋橋の断面が余り大きくないことに加えて、上流の河川面積も小さいことから、大雨のときには、この根固屋橋付近から水源等が冠水する被害が何度もございました。

根固屋橋のかけかえにつきましては、県に対しこれまでもたびたび要望を行っているところであります。123号バイパスが進んでくる中で、根固屋橋のかけかえが具体的に進んでいないことについては私も深く憂慮をしているところでありまして、今後さらに強く重点的な要望ということで、県に対して根固屋橋のかけかえを求めていきたいというふうに考えております。

また、江川に注ぎ込む土砂が余り注がないようなそういった対策も重要性を認識いたしましたので、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小坏 孝君） 杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 私が何でこういう質問をするかという、これからは役場も町民もお互いに歩み寄り、協働の精神が必要ではないかという思いであります。財政が厳しくなる中でありますので、そういったことで、例えば坏だけではないと思うんですが、町内全域をやはり見てみると、排水路の要するに残土ですか、これがたまっているところが相当あります。そういった中で、例えばバール等みたいなもので上げるということは、なかなか困難であります。そして、年寄りが上げるというのも、大変困難であります、手でやるのは。そういったことで、何かそういう対策がとれるかどうかということをお伺いしました。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。回答させていただきます。

町内全域でU字溝に土砂が堆積したりして、それを定期的に土砂をさらってあげることで、U字溝の機能がきちんと果たされるわけですが、そのU字溝の土砂さらいを全て町の工事としてやるというのは、なかなか難しいところもあるかと思えます。一定程度住民のご協力をいただきまして、そういったU字溝の土砂の清掃というものもやっていただきたいというふうに考えております。

そういった中で、全ての自治会ではないんですが、一部の自治会ではU字溝を開ける、そんなに大きくない力でU字溝のふたを持ち上げる機材を持っていて、それを使って自分たちでU字溝のふたを開けて、土砂をきれいに清掃したりしている自治会もあるわけですが、一方で、そういった道具があることすら知らなくて、一回もそういうことをやったことがないというふうな自治会や地域もあるかとは思います。そういった中で、そういったU字溝のふたをそれほど大きな力を使わないで持ち上げて外せるような、そういう機材を貸し出すようなことをやってもいいのではないかとこのように考えております。

○議長（小坪 孝君） 杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ありがとうございます。

それでは、先ほどもお話ししたように、5番、6番は割愛させていただきます。

7番法・条例について執行部の対応をお伺いいたします。

新聞にこのような記事が出ております。昨年10月から12月までフジテレビ系でテレビ放送ですね、地方議会を舞台にしたドラマ「民衆の敵～世の中、おかしくないですか!？」という番組、誰か見られた人はおりますか。私は見ていないんですが、要するに新聞の掲載の中を見ると、地方政治に関する話題といえば、金絡みの不祥事やセクハラなどということが出てきます。今、国会でも女性問題、県でも女性問題、そして地方でもそういったことがあります。いろいろ先輩議員、また多くの町民の中から誰かがやらなければよい形

になりませんよという話も聞いております。そういったことで、私は同じ議員を要するにこうだということは、本来ならば避けたい。そういう思いであります、やはり法律、そして町の条例、そういった形の中で規制されているわけでありまして。

今回、苦渋の選択でこの法・条例に関して質問に当たらせていただきます。

今回、議員の中で、3名の議員さんが、3年前に沖縄に教育産業常任委員会研修で行かれました。行かれた先は中城村であります。

この自治体は、最近大変話題になっております。全国でも移住する世帯数が一番、東京よりも多いわけでありまして。そういったところに研修に行ったのは、きょうもお持ちしましたが、米軍基地を見に行くと。そして、茨城県には百里基地があるから、そういう要するに研修内容がつつつております。これを見た要するに町民から、何が町のためになるんですかという話を私は何人かに聞かされました。いや、本来ならば行った方が要するに答えていただきたいなと私は思います。

実は、私は、皆さんが行った後、沖縄に行ってまいりました。もちろん中城村役場も行きましたし、皆さんが行った先の見た場所、中城城も見てまいりました。内容も今回は私は言いません。それに対して、私はこの年度の9月議会において、当時の議長に不信任案を出したわけでありまして。ガソリン問題で出しました。不信任案の結果は否決という形で答えをいただきました。こういったことがあって、これは1期の3名の議員さんは内容は一切わからないと思いますが、誰も要するに表に上げない、そして要するにふたをして、後は私は何も関係なかったという形ならば、議会というものは何なんでしょう。私は聞きたいと思います。

それで、私が当時の議長に不信任案を出したときに、役場の伝票で自車に給油をしたと。それでそのリットル数も出しました。最近耳にしたんですが、この金額に当たるぐらいの金額を雑入で予算に入れたのではないかと、そういう話も聞いております。これは要するに、議会事務局のほうでその辺わかっているのか、またはそれに携わった人がわかっているのかお答え願いたいと思います。

それと、条例について。

うちの町には、政治倫理条例があります。合併前、そして合併後、多くの議員がこの政治倫理条例のために議席を去っていきました。自分に正直に、後ろ髪を引かれる思いだったと私は思います。ところが、残った者が政治倫理何のそのでは、筋が通らないのではないかと私は思います。1条から15条、そして規則、よく読んでいただきたいと思います。

実は、先ほど私、入札辞退届を局長のほうに出しました。先日局長のほうに何名の方から上がっていますかという話を聞いて、要するに上げなければだめだなという思いで出したのですが、たしか4年前は出されていないですね。そして、8年前出したという経緯ですね。そういった中で、執行部の皆さん、要するに元請業者にこの政治倫理条例というのは行き届いているんですかね。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、答弁をさせていただきます。

事前に沖縄の件、ちょっと通告をしていただいていたので、ちょっと記憶に基づく話になってしまうのですが、恐らく雑入で確かにそのとき入れたやに記憶しておりますが、ちょっと事前に通告をいただけていないので正確には確認しておりませんが、雑入で雑収入として処理されたというふうにおぼろげながら記憶しております。

それから、議会の研修の内容につきましては、議会の内部で決めることというふうに理解しております。町の執行部としては、どこに研修に行くとかどのような研修をするということについて、コメントは差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

それから、政治倫理条例の関連のことではありますが、4年前のときも、ここもちょっと事前に通告していただけていないので記憶に基づくんですが、人数はたしか3人、4年前も辞退届を出したというふうに記憶をしております。

それから、各城里町の請負業者ですが、その政治倫理条例についてはかなり報道等もされておりますので、各事業者とも政治倫理条例上違反がないようにということは留意して事業をやっておられるものと理解しております。

○議長（小唄 孝君） 杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） 議会事務局のほうからは、別に答弁はできないですか。

○議長（小唄 孝君） できないでしょう。4年前に居なかったし。

○12番（杉山 清君） そうすると、当時の局長。

○議長（小唄 孝君） 町長の答弁で終わりだね。当時の局長は……。というか阿久津局長ではないし。

○12番（杉山 清君） 引き継ぎ等で要するに内容等は把握していないですか。

○議長（小唄 孝君） これは、事務局長に聞くときには、やっぱり議会の事務局ですので、事務局さ行って、本人から確かめて書類なり見るなり、やっぱり議会事務局へ行ってちゃんと我々の所管でありますので、そこら辺を確認して。議場で聞く問題ではないと思いますので。

○12番（杉山 清君） じゃ、いいです。わかりました。

それでお伺いします。これ議長もよくお考えいただきたいと思います。

やはり使ってだめな金額を公費から使ったという形の中で、やはりこれ、例えば公金の横領に近い形ではないかと私は思います。今後の方向性を要するに期待します。

それと、条例であります。私もこれは把握していますが、これ今回は1回目ですので、要するに答えまで求める形はしません。要するに辞退届を出しながら、要するに下請け、

もしくは仕事を行っているという。また、議員は、倫理条例にもあるように、職員への働きかけもだめなんです。やはりどうしても必要ならば、この演壇に立って、こうしてはどうですかというのが私は当たり前のことだと思います。そういったことをその後の答えは期待として、私はこれでこの条例に関しては終わりにします。

それでは、次に、町政運営についてお伺いをいたします。

ちょっとまとめるのに時間がなかったものですから、施政方針、町長のほうから債務残高の6億円減少、そして基金のほうは1億円の積み上げという形の中で出ております。大変努力したのかなと思っております。そして、さらに第1の柱、企業誘致関係についての臨時措置法、そういった形の中で出ております。次には、第2の柱であります。ここで大きいのはやっぱり3歳児無料化、それと環境センターですか。先日も4月中旬に内容が公示されたようであります。そして、第3の柱が、やっぱり住む場所づくりですね。住宅も入っております。そして、第4の柱、やはり住みたいという心、これは大事だと思います。そしてやっぱり先人をやっぱり町の宝として次の時代に継承するというのも、私は大事だと思います。そこで、要するに郷土愛をうたっております。

ただ、私が残念だなと思うのは、国道の件は出ていないですよ。やはり来年の国体に向けての水戸インター改修、そういった形の中で、そこからやっぱり町に入る国道の整備、国道ですか、県道も入る、そこをちょっとやはり何とかよい形にしていきたい。

これは昨年2月27日に、前の知事のところに当時の議長の小林さん、それと議運の今の議長、それと阿久津総務委員長、それと私と4名で要望に行きましたが、県は事業化するという形をとってくれていますので、何とかその辺を国道を一部分だけちょこちょこ直したり拡幅したりではなくて、やはりもうバイパスですよ、県都から要するにバイパスがないのは、この町だけであります。

実は、先日つくばみらい市が選挙でありましたが、つくばみらい市は、合併特例債を使って県道の脇にバイパスをつくっちゃったんですね。やはり大動脈、経済の流れ。実は、前にも質問しましたがけれども、先日町の協力、地域の協力をいただいて、那珂川大橋かけかえ、この件の協力をいただきましたが、あの話がかけかえになっていなかったために、日野自動車は工場誘致はできなかったんですよ。その要するに工場誘致が、今では古河に行っちゃったんです。だから、そういう形の中で、議長も要するに先日の当選祝いのおきに、要するに何で署名をやっているんだという話をされましたが、何でじゃなくてこれは町民、または地域全体の問題なんです。どうかその辺をお考えいただいて、私の今述べた中から答弁をいただきたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、12番杉山議員のご質問に回答させていただきます。

施政方針からいろいろご指摘をいただきました。4つの柱をもって、働く場所をつくる、住みよい環境をつくる、住む場所をつくる、そして住みたいと思う心をつくるということで、4つの柱をもってまちづくりに励んでまいりたいというふうに考えております。

この中で、国道・県道の整備ということが書かれていないということで、おっしゃるとおり、町の施政方針の中で国・県道については触れなかったのですが、やはりしっかりと要望活動等を行って、国道・県道の整備、そして御前山の橋のかけかえを実現していかなければならないというふうに考えております。

特に国道123号線におきましては、桂地区、坏小学校までの開通は、もう間もなく開通するというのがほぼ見えてまいりました。坏小学校から阿波山コメリ付近までの最後の、最後ではないですが重点区間につきまして、何としても今年に測量に入り、そして32年度までに完成できるよう、町としても努力をしてまいりたいというふうに思っております。

道路整備におきましては、予算の問題よりも地権者の問題のほうが重要でありまして、事業がとまっているほとんどの理由が予算がないことではなくて、地権者が協力しないことというのが原因となっている場合がほとんどでございます。123号線の桂区間につきましても、地権者が協力すれば予算はつく状況になっておりますので、地権者の説得に町としても、地元と連携して努力していきたいというふうに思っております。

また、議員の皆様方も、さまざまな人脈を通して、道路整備に協力する機運をつくっていただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） 杉山 清君。

〔12番杉山 清君登壇〕

○12番（杉山 清君） ありがとうございます。

先ほどもちょっとお話ししましたが、この件については前にも質問しております。水戸北インター、これの案内板についてどの辺まで進んでいるのか担当課のほうで答えいただければと思います。

それと、もう一つ、町長の任期は9月19日でしたか、任期は。26日ですか。私が記憶したのはあれかな。まあいいです。

じゃ、例えばもうこれ半年を切ったわけでありますが、次の選挙に対してのお考え等も含めた中で、答弁いただければと思います。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

ご指摘のとおり、私の1期目の任期もあと半年程度と任期が迫ってきております。現在4つの柱をもって行政を展開してきているわけでありますが、こういった施策が確実に実行できるよう、まずはこの第1回定例会におきましてしっかりと説明を尽くしまして、当

初予算の成立をお願いしているところであります。

当初予算が成立後、今後自分の次へ向けた方向性についても、しっかりと支援者等の皆さん方とご相談しながら、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長鯉淵和己君。

〔都市建設課長鯉淵和己君登壇〕

○都市建設課長（鯉淵和己君） 12番杉山議員よりの質問にお答えいたします。

水戸北インターに城里をとという看板を設置することかと思えます。それにつきましては、平成31年の全面開通に向けまして、現在工事が行われている状況です。看板につきましては、事務局であります水戸市と協議をして設置をするように考えています。道路公団のほうにどのような手続を踏むか、その辺は水戸と相談してこれからやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 杉山 清君。

○12番（杉山 清君） 一昨年たしか10月27日に、町長並びに当時の大貫課長と水戸市長とお会いしたときに、私から市長のほうに要望したと思えます。迅速に、あと1年ちょっとで国体が始まりますので、事に当たっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で12番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小唄 孝君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、25日は議事整理のため休会とし、26日は午後2時に本議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前には議員控室にご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 1時58分散会